

総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)の概要

平成29年7月28日
閣議決定

- ◆ 物流は、我が国の産業競争力の強化、豊かな国民生活の実現と地方創生を支える、社会インフラであり、途切れさせてはならない。
- ◆ 近年、第4次産業革命や通販事業の拡大など社会状況が大きく変化し、今後も更なる少子高齢化等が進展。
- ◆ 社会状況の変化や新たな課題に対応できる「強い物流」を構築するために、2017年7月28日に「総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)」を閣議決定し、物流の生産性向上に向けた6つの視点からの取組を推進。

物流の生産性向上

<革命的に変化する>

[5] 新技術(IoT、BD、AI等)の活用による“物流革命”
+
物流分野での新技術を活用した新規産業の創出

- (1) IoT、BD、AI等の活用によるサブライチェーン全体最適化の促進等
気象データのAI解析による需要予測の製・配・販での共有、RFIDの活用によるサブライチェーン全体の最適化と在庫日数や輸送コストの削減等
- (2) 隊列走行及び自動運転による運送の効率化
世界に先駆けた自動運転の社会実装。特に、後続車無人の隊列走行については、社会実装を目指す、必要な技術開発、社会的受容性や事業面を検討
- (3) ドローンの活用
荷物配送を本格的にさせるための取組を実施
- (4) 物流施設の自動化・機械化
ロボット機器の導入を通じて、車内作業の省人化、現場作業の負担軽減
- (5) 船舶のIoT化・自動運航
IoT等の活用による陸上からのリアルタイムでの船舶の機器監視等

<繋がる>

[1] サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革 ～競争から共創へ～

- (1) 連携・協働による物流の効率化
① 事業者間の連携による物流量変動(ムラ)の緩和、② 荷物情報であらかじめ受け取ることによる荷受け作業の効率化等、③ 共同物流による積載率の向上・モーダルシフト
- (2) 連携・協働を円滑化するための環境整備
① 事業者間のデータの標準化等、② バレント使用の標準化、③ RFID利用の拡大
- (3) アジアを中心としたサプライチェーンのシームレス化・高付加価値化
① 越境通行の促進、NACCSの海外での活用等、② 我が国物流システムの国際標準化、③ 農水産品の物流効率化・輸出促進に資する物流面での取組等

<見える>

[2] 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現

- (1) サービスと対価との関係の明確化
コストの「見える化」: 運送(運賃)と運送以外(料金)の区分の推進等
- (2) 透明性を高めるための環境整備を進める
契約の書面化、多重下請構造の是正を通じた取引の透明化等
- (3) 付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換
① ドラック予約受付システム等の活用による待ち時間の短縮、② 宅配便の再配達削減、③ 中継輸送方式の導入等による働きやすい環境整備等

<支える>

[3] ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現
～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～

- (1) モーダルネットワークの強化等による輸送効率向上
空港、港湾等と高速道路のアクセス強化、高速道路と物流施設の直結の促進等
- (2) 道路・海上・航空・鉄道の機能強化
① 道路輸送の機能強化(ピンポイント渋滞対策の強化、人・物の平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための基幹となる道路ネットワークの構築等) ② 海上輸送の機能強化(国際コンテナ戦略港湾での大水深コンテナターミナルの整備、AIの活用によるコンテナターミナル運営の生産性向上等) 等
- (3) 物流施設の機能強化
物効法の枠組みを活用した効果的な立地への物流施設の誘導等
- (4) 物流を考慮した地域づくり
① 地域における荷さばきルールの策定促進等、② 自動運転サービスを含む、道の駅等の小さな拠点を核とした新たな輸送システムの構築

<備える>

[4] 災害等のリスク・地球環境問題に対応するサステイナブルな物流の構築

- (1) 災害等のリスクに備える
① 災害に強い物流システムの構築(ラストマイルも含めた支援物資輸送の実現、コンビニ等の流通チャネルを活用した物資の供給等)、② インフラの機能確保等のための老朽化対策(予防保全を前提としたメンテナンスの計画的な実施等)、③ セキュリティ対応等(海賊対策、マ・シ海峽等の船舶交通安全対策)、④ 大規模イベント時等における対応
- (2) 地球環境問題に備える
① 有価エネルギーの活用によるサブライチェーン全体における環境負荷低減、② 船舶に係るSOx規制強化に対応するためのLNG/バンガリシグ地点の整備等 等

<育てる>

[6] 人材の確保・育成 + 物流への理解を深めるための国民への啓発活動等

- (1) 物流現場の多様な人材の確保や高度化する物流システムのマネジメントを行う人材の育成等
① 国内の物流現場の多様な人材の確保に資する働き方改革等の実施 ② 我が国企業の海外展開に資するよう現地人材の育成、③ 高度化する物流システム・マネジメントを設計・管理する人材の育成
- (2) 物流に対する理解を深めるための啓発活動
国民が、物流の一利用者として適切な選択が可能となるよう、物流の社会的な役割、物流の理解を深めるための啓発活動等

総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度) 抜粋

Ⅱ. 現状と課題

(6) 震災等の自然災害への対応

我が国が災害のリスクが高い状況にあることを踏まえ、物流は、災害等へのリスクに対する強靱さを備えておかなければならない。

東日本大震災等の震災や水害等を踏まえ、被災地において必要となる緊急物資の輸送や保管に関して、地方自治体と物流事業者等との間での輸送協定や保管協定等の締結などの対策を講じてきた。平成28 年(2016 年)熊本地震(以下「熊本地震」という。)では、初めて本格的にプッシュ型支援による物資輸送を実施したが、この際、民間事業者の管理する物流施設2カ所を活用し、災害発生時の物資輸送における民間物流施設の活用の有用性や民間事業者の協力の必要性を再認識することとなった。

一方、支援物資輸送を担う国、物流事業者、地方自治体、NPO 等の多様な関係者の役割分担が明確でなかったことや、物資の輸送状況に関して情報共有が不十分であったこと、輸送拠点から避難所等に至るラストマイルの輸送の混乱が生じたこと等の課題が顕在化したところであり、災害発生時において全体として統制の取れた物流システムを構築することが必要である。

平時から関係者間の連携が図られていることも重要となる。

Ⅲ. 今後の物流施策の方向性と取組

4. 災害等のリスク・地球環境問題に対応する持続可能な物流の構築(＝備える)

(1) 災害等のリスクに備える

災害発生後に支援物資を被災者に対して確実に届けるために、円滑な輸送を行うための体制を関係者間においてあらかじめ調整し、BCP を策定する等の事前準備を整えておくとともに、被災しても早期に復旧できるようインフラの機能強化を図る。

① 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災や熊本地震等の過去の災害における教訓を踏まえ、災害発生時の物流を巡る混乱を抑制するとともに、官民の連携による支援物資輸送の改善を図るための取組を進める。

(ア) 円滑な支援物資輸送の実現を図るための取組

災害発生時に支援物資の輸送や物流施設における仕分けが必要となることを踏まえ、地方自治体と物流事業者との間での輸送協定や保管協定の締結の促進等を図るとともに、大規模災害発生時の支援物資輸送についての輸送の全体最適化を行い、ラストマイルの着実な輸送も含めた避難所への支援物資輸送の円滑化に向けた取組を行う。



平成29年4月11日

総合政策局物流政策課

熊本地震を受けた災害に強い物流システムの構築に係る取組状況について ～官民の災害時協力協定の締結促進、「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を見直し～

熊本地震での支援物資輸送において民間の物流施設を活用することの有用性等が再認識されたことを受け、国土交通省では、民間物資拠点のリストアップや官民の災害時協力協定の締結促進を図るとともに、災害時に民間物資拠点の活用可能性を高める等の観点から「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を見直しました。

昨年4月に発生した熊本地震では、被災地の要望を待たずして物資を調達・搬送する、プッシュ型の物資支援が初めて本格的に実施されました。その際、佐賀県鳥栖市や福岡県久山町の物流事業者の管理する施設が活用され、民間の物流施設を活用することの有用性や発災時における民間事業者の協力の必要性が再認識されました。

これを受け、国土交通省では、災害に強い物流システムの構築に係る取組を進めて参りましたので、その取組状況について公表致します（別添参照）。

＜熊本地震を受けた災害に強い物流システムの構築に係る取組＞

- 各地方運輸局等における地方ブロック協議会の開催等を通じて、広域的な受入拠点として活用できる民間の物流施設（民間物資拠点）のリストアップ促進
- 都道府県と物流事業者団体との間での物流専門家の派遣を含む災害時の輸送協定・保管協定の締結促進
- 「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」^(※)について、地方公共団体や物流事業者などの意見も踏まえ、施設の特性に応じた活用方法の検討、多様な業種の物流施設を候補に選定等、災害時に民間物資拠点の活用可能性を高める等の観点から見直し

(※)主に都道府県レベルの広域物資拠点の開設等にあたっての関係者間の連携体制や標準的な手順・考え方をまとめたもの。「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」は以下の国土交通省のホームページで公開しております。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000010.html

＜お問い合わせ先＞

国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室 坂田、山本

TEL : 03-5253-8111（内線 25-343、25-324）直通 03-5253-8296 FAX : 03-5253-1559

熊本地震における対応

- 熊本県が準備していた公共施設が使用不可能になる中、民間物資拠点が、プッシュ型支援物資の仕分け、配送を行う一次物資拠点として活用。さらに、余った支援物資の保管施設としても使用。
- 入出庫の回転率が高い食料を雨天でも荷捌き可能な、広いスペースを有する施設で取扱いたことで効率が向上。
- 物流専門家を内閣府C4班及び現地対策本部に延べ245人派遣。



熊本地震で活用された民間物資拠点
(日本通運株 鳥栖流通センター)

熊本地震を受けた対応

○民間の物流施設を活用することの有用性を再認識	・都道府県の広域物資拠点として民間物資拠点の選定を普及 ・より多様な業種の物流施設を民間物資拠点候補に選定	広域物資拠点開設・運営ハンドブックの見直しを実施
○発災時に民間の協力を得られるよう協定の締結等 平時から準備しておくことが必要	物流専門家の派遣を含む輸送協定・保管協定の締結を促進	
○民間物資拠点の特性を把握し、最適な方法で活用	リストアップしている民間物資拠点の特性(荷捌きスペースの広さ、雨天対応の可否等)及び、特性に応じた裾野の拡大や活用方法の整理	

民間物資拠点のリストアップ及び協定締結促進

広域的な受入拠点として活用できる民間の物流施設(民間物資拠点)を選定し、予めリストアップ(平成29年3月31日現在：全国で1,400施設)するとともに、協定の締結を促進。

＜民間物資拠点のリストアップ状況＞※

北海道	207	近畿	151
東北	126	中国	50
北陸信越	85	四国	35
関東	397	九州	137
中部	204	沖縄	8

＜協定の締結状況＞

輸送に関する協定	47
保管に関する協定	42
専門家派遣協定(輸送、保管)	75

【平成29年3月31日】

※物流総合効率化法に基づき国が支援する認定物流施設61施設を含む。